

廃 第 1 3 0 7 号
令和 8 年 2 月 5 日

千葉県内の排出事業者の組合・協議会等の長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する
省令の施行について（通知）

平素より本県の廃棄物行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

このことについて、令和 7 年 1 2 月 2 2 日付け環循規発第 251221 号で環境省
環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官から別添のとおり通知がありました。

つきましては、当該通知を貴下会員へ御周知いただくとともに、産業廃棄物
処理の委託契約における情報伝達に係る事項については、改訂後の「廃棄物情
報の提供に関するガイドライン（WDS ガイドライン）」を御参照くださいます
ようお願いします。

なお、当該ガイドラインは、下記の環境省ホームページにも掲載されていま
す。

記

環境省ホームページ

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>

担当

千葉県環境生活部廃棄物指導課

指導企画班

電話：043-223-2757

Mail: haiki-sk@mz.pref.chiba.lg.jp